

防地施（事）第167号
28.4.1
一部改正 防地施（事）第29号
令和元年5月31日
一部改正 防地施（事）第453号
令和2年12月28日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

提供国有財産及び提供民公有財産の一時使用等の取扱手続について
(通達)

標記について、国有財産に係るものにあつては別紙第1のとおり、民公有財産に係るものにあつては別紙第2のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、提供国有財産及び提供民公有財産の一時使用等の取扱手続について（施本第1115号（CFA）。平成16年7月22日）は廃止する。

添付書類：別紙第1及び別紙第2

提供国有財産一時使用等取扱要領

1 総則

地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）第 4 条第 1 項の規定により、在日合衆国軍隊に提供中の国有財産（以下「提供国有財産」という。）の使用又は収益の許可及び承認（以下「一時使用等の許可等」という。）をしようとするときは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 条第 4 項（a）ただし書の合意（当該合意に基づき締結される現地協定を含む。）の範囲内において、在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の一時使用等を許可する場合の取扱いの基準について（蔵理第 3939 号。平成 6 年 9 月 30 日）の別紙（以下「蔵理第 3939 号」という。）及び在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて（財理第 1322 号。平成 13 年 3 月 30 日。以下「財理第 1322 号」という。）によるもののほか、この取扱要領に定めるところにより行わなければならない。

2 防衛大臣承認の申請

(1) 地方防衛局長等は、一時使用等の許可等をしようとする場合は、あらかじめ、防衛大臣の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

ア 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 66 号）第 8 条第 4 項の規定により無償使用を実施しようとするとき。

イ 一時使用等の許可等をしようとする期間（以下「使用期間」という。）が 1 月以内のとき。

ウ 一時使用等の許可等をしようとする国有の財産が、土地にあっては面積が 100,000 平方メートル未満、建物にあってはその延べ面積が 15,000 平方メートル未満、その他のものにあっては各区分

ごとの見積価格が1億円未満であるとき。

(2) 地方防衛局長等は、前号の承認の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書に提供国有財産一時使用許可書案又は提供国有財産一時使用承認書案、使用料算定調書（無償の場合を除く。）
、図面、その他関係書類及び一時使用等の許可等を受けようとする者（以下「申請者」という。）から提出された申請書（添付書類を含む。）の写しを添付して防衛大臣に提出しなければならない。

ア 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

イ 一時使用等の許可等をしようとする提供国有財産の所在地、区分（種目）、数量及びその現況

ウ 一時使用等の許可等をしようとする理由

エ 使用期間、使用料及び使用料納入方法（無償の場合は、根拠となる法令の条項）

オ 一時使用等の許可等をしようとする提供国有財産について現状変更（建物又は工作物の新設を含む。）をすることを認めようとするときは、その変更に係る部分の区分、数量、変更の内容及び変更を認める理由

カ 現地合衆国軍隊の意向

キ 地方防衛局長等の意見

ク その他参考となる事項

3 財務省の部局等への協議に当たっての承認取付義務

地方防衛局長等は、財理第1322号第1第2項第2号ロの規定により一時使用等の許可等の協議をしようとする場合において、第2項第1号の防衛大臣の承認を必要とするときは、その承認を得てから行わなければならない。

4 施設分科委員会への提案の上申等

(1) 地方防衛局長等は、蔵理第3939号第2項第3号の施設分科委員会への提案の上申をしようとするときは、第2項第2号に掲げる事項を記載した上申書に提供国有財産一時使用許可書案又は提供国有財産一時使用承認書案、使用料算定調書（無償の場合を除く。）、図面、財理第1322号第1第2項第2号ロの規定による協議書、同協議書に対する回

答文書、その他関係書類及び申請書（添付書類を含む。）の写しを添付して地方協力局次長に提出しなければならない。ただし、第2項第1号の防衛大臣の承認を求めた事案については、財理第1322号第1第2項第2号口の規定による協議書及び同協議に対する回答文書を除き、提出を要しない。

- (2) 地方防衛局長等は、財理第1322号第1第2項第3号口の規定による依頼を受けたときは、現地合衆国軍隊の意向を記載した上申書に依頼文書（添付書類を含む。）の写しを添付して地方協力局次長に提出しなければならない。
- (3) 地方協力局次長は、施設分科委員会において在日合衆国軍隊から一時使用等に関する条件の提示があった場合において、必要があるときは、地方防衛局長等に対し、当該条件について、意見を求めるものとする。
- (4) 地方防衛局長等は、前号の規定により意見を求められたときは、地方協力局次長に対し、速やかに回答しなければならない。この場合において、地方防衛局長等は、あらかじめ、申請者の意見を聴かなければならない。

5 許可書又は承認書

許可書又は承認書は、申請者が国以外の者である場合は別記様式第1による提供国有財産一時使用許可書とし、申請者が各省各庁の部局等の長である場合は別記様式第2による提供国有財産一時使用承認書とする。ただし、地方防衛局長等は、必要と認める場合は、別記様式第1及び別記様式第2による許可等条件の一部の削除又は追加を行うことができる。

6 使用料の納入等

- (1) 地方防衛局長等は、使用料の全額を前納させるものとする。ただし、特別の事情があるときは、分割して定期に前納させることができる。
- (2) 地方防衛局長等は、一時使用等の許可等を受けた者（以下「使用者」という。）が使用料を指定納入期日までに納入しないときは、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する率により計算した金額を延滞金として徴しなければならない。

7 現状変更について

地方防衛局長等は、一時使用等の許可等をした財産（以下「使用財産」という。）について、使用者から新たに現状変更の申請があったときは、第4項第1号に規定する施設分科委員会への提案の上申手続を行うものとする。ただし、現地合衆国軍隊が、現地限りで処理することに同意し、かつ、軽微な変更については、地方防衛局長等が現状変更を認めることができる。

8 原状回復義務の免除

地方防衛局長等は、蔵理第3939号第11項に規定する使用者から使用財産を返還させる場合において、原状回復をしないでもこれを有効かつ合理的に使用することができることを認めるときは、当該財産を所管する部局等の長に協議の上、原状回復の義務を免除することができる。

9 報告

地方防衛局長等は、毎会計年度末現在において、次に掲げる事項の状況について、別記様式第3により調製し、翌年度の4月20日までに地方協力局次長に報告するものとする。

- (1) 一時使用等の許可等
- (2) 現状変更の承認
- (3) 一時使用等の許可等の変更、期間の更新又は取消し
- (4) 使用財産の滅失又はき損
- (5) 使用財産の使用又は収益の辞退の申出
- (6) 一時使用等の申請の却下

別記様式第 1

第 号
令和 年 月 日

〔住所〕
〔氏名〕

殿

防衛局長
(防衛支局長)

氏名

提供国有財産一時使用許可書

令和 年 月 日付けの申請に係る国有財産（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 2 条の規定によりアメリカ合衆国の軍隊に使用を許した国有財産をいう。）の使用（収益を含む。以下同じ。）については、下記の条件により許可する。

記

（使用許可財産）

第 1 条 使用を許可する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとする。

施設名

所在地

区分（種目）

数量

使用部分 別図のとおり

（指定する使用目的）

第 2 条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、前条の財産をの用に供しなければならない。

(使用期間)

第3条 使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間満了2か月前までに書類で地方防衛局長（地方防衛支局長）に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は、 円とし、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定納入期日までに納入しなければならない。

2 使用料を指定納入期日までに支払わないときは、その翌日から納入日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する率の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基ついて必要があると認めるときは、使用料の改定をすることができる。

(維持保存)

第6条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用財産の維持保存をしなければならない。

(使用上の制限)

第7条 使用者は、使用財産を第2条において指定する目的以外の用に供してはならない。

2 使用者は、使用財産の現状を 変更してはならない。
次のとおり変更することができる。
現状変更に係る財産の区分（種目）及び数量

現状変更の内容

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由のために改築、改造その他の現状変更（建物又は工作物の新設を含む。以下同じ。）をしようとするときは、事前に書類で地方防衛局長（地方防衛支局長）の承認を受けなければならない。

(経費の負担等)

第8条 使用財産の維持保存、現状変更及び使用のために支出する経費は、すべて使用者の負担とする。この場合において、使用者は、使用財産に投じた必要費、有益費及びその他の費用を国に対し請求しないものとする。

(貸付け等の禁止)

第9条 使用者は、使用財産の全部又は一部を他の者に貸し付け若しくは使用させ又は担保に供してはならない。

(第三者に対する損害賠償責任)

第10条 使用者は、使用財産の使用により他に損害を及ぼしたときは、その損害につき一切の責任を負わなければならない。

(使用の中止)

第11条 使用者は、使用期間中において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項(a)ただし書の合意(当該合意に基づき締結された現地協定を含む。以下「協定条件」という。)に基づいて合衆国軍隊が使用財産を一時的に使用することになったときは、地方防衛局長(地方防衛支局長)の通知により直ちに使用を中止して合衆国軍隊の用に供し得る状態にしなければならない。

(許可の変更)

第12条 地方防衛局長(地方防衛支局長)は、使用期間中において使用財産について協定条件が変更されたときは、その変更された条件に基づいて許可の変更を行う。

(許可の取消等)

第13条 地方防衛局長(地方防衛支局長)は、使用期間中において使用財産を一時使用の許可をすることができる国有財産の範囲から除外することについて、日本国とアメリカ合衆国との間に合意が成立したとき又は協定条件に基づき合衆国軍隊から通告があったときは、許可の取消し又は変更を行う。

第14条 地方防衛局長(地方防衛支局長)は、使用期間の開始後30日以内に正当な事由がなく定められた使用を開始しないとき又は使用の許可の条件に違反したときは、許可の取消し又は変更をすることができる。

(補償請求の放棄)

第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、使用者に損失が生じることになっても国に対して何らの補償を請求しないものとする。

- (1) 法第4条第2項の規定により使用する権利が消滅する場合
- (2) 第11条の規定により使用を中止する場合
- (3) 第12条から第14条までの規定により許可の取消し又は変更がされる場合

(返還)

第16条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその使用財産を返還しなければならない。

- (1) 法第4条第2項の規定により使用する権利が消滅した場合
- (2) 第13条及び第14条の規定により許可の取消し又は使用財産の一部の返還を伴う変更がなされた場合
- (3) 使用期間が満了した場合
- (4) 使用財産の使用を辞退する旨の申出をし、その承認がなされた場合

(原状回復)

第17条 使用者は、前条の規定により使用財産を返還するに当たっては、使用者の負担において地方防衛局長（地方防衛支局長）の指定する期日までに使用財産を原状に回復しなければならない。ただし、地方防衛局長（地方防衛支局長）が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、地方防衛局長（地方防衛支局長）は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用者は何らの異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、その責めに帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、前条の規定により使用財産を原状に回復したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため国に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

(報告)

第19条 使用者は、使用財産の全部又は一部に滅失又はき損が生じたときは、その被害原因、被害状況、被害財産の数量その他必要な事項を遅滞なく地方防衛局長（地方防衛支局長）に報告しなければならない。

(実態調査等)

第20条 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、使用財産について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(協定条件の遵守)

第21条 使用者は、使用財産の使用に当たっては前各条に規定するもののほか協定条件に従わなければならない。

(疑義の決定)

第22条 本許可書に関し、疑義のあるときは、地方防衛局長（地方防衛支局長）の決定するところによるものとする。

注：1 この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない。

2 この許可の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この許可があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、許可があったことを知った日から6月以内であっても、許可の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができない。

別記様式第2

令和 年 月 日
第 号

(省庁名)

殿

防衛局長
(防衛支局長)
氏 名

提供国有財産一時使用承認書

令和 年 月 日付けの申請に係る国有財産（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号。以下「法」という。）第2条の規定によりアメリカ合衆国の軍隊に使用を許した国有財産をいう。）の使用については、下記の条件により承認する。

記

(使用承認財産)

第1条 使用を承認する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとする。

施設名

所在地

区分（種目）

数量

使用部分 別図のとおり

(指定する使用目的)

第2条 使用を承認された者（以下「使用者」という。）は、前条の財産を

の用に供しなければならない。

(使用期間)

第3条 使用を承認する期間（以下「使用期間」という。）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間満了2か月前までに書類で地方防衛局長（地方防衛支局長）に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、 円とする。

(使用料の改定)

第5条 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて必要があると認めるときは、使用料の改定をすることができる。

(維持保存)

第6条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用財産の維持保存をしなければならない。

(使用上の制限)

第7条 使用者は、使用財産を第2条において指定する目的以外の用に供してはならない。

2 使用者は、使用財産の現状を 変更してはならない。
次のとおり変更することができる。
現状変更に係る財産の区分（種目）及び数量

現状変更の内容

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由のために改築、改造その他の現状変更（建物又は工作物の新設を含む。以下同じ。）をしようとするときは、事前に書類で地方防衛局長（地方防衛支局長）の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 使用財産の維持保存、現状変更及び使用のために支出する経費は、すべて使用者の負担とする。

(貸付け等の禁止)

第9条 使用者は、使用財産の全部又は一部を他の者に貸し付け又は使用させてはならない。

(第三者に対する損害賠償責任)

第10条 使用者は、使用財産の使用により他に損害を及ぼしたときは、その損害につき一切の責任を負わなければならない。

(使用の中止)

第11条 使用者は、使用期間中において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項(a)ただし書の合意(当該合意に基づき締結された現地協定を含む。以下「協定条件」という。)に基づいて合衆国軍隊が使用財産を一時的に使用することになったときは、地方防衛局長(地方防衛支局長)の通知により直ちに使用を中止して合衆国軍隊の用に供し得る状態にしなければならない。

(承認の変更)

第12条 地方防衛局長(地方防衛支局長)は、使用期間中において使用財産について協定条件が変更されたときは、その変更された条件に基づいて承認の変更を行う。

(承認の取消等)

第13条 地方防衛局長(地方防衛支局長)は、使用期間中において使用財産を一時使用の承認をすることができる国有財産の範囲から除外することについて、日本国とアメリカ合衆国との間に合意が成立したとき又は協定条件に基づき合衆国軍隊から通告があったときは、承認の取消し又は変更を行う。

第14条 地方防衛局長(地方防衛支局長)は、使用期間の開始後30日以内に正当な事由がなく定められた使用を開始しないとき又は使用の承認の条件に違反したときは、承認の取消し又は変更をすることができる。

(返還)

第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその使用財産を返還しなければならない。

- (1) 法第4条第2項の規定により使用する権利が消滅した場合
- (2) 第13条及び第14条の規定により承認の取消し又は使用財産の一部の返還を伴う変更がなされた場合
- (3) 使用期間が満了した場合
- (4) 使用財産の使用を辞退する旨の申出をし、その承認がなされた場合

(原状回復)

第16条 使用者は、前条の規定により使用財産を返還するに当たっては、使用者の負担において地方防衛局長(地方防衛支局長)の指定する期日までに使用財産を原状に回復しなければならない。ただし、地方防衛局長(地方防衛支局長)が特に承認したときは、この限りでない。

(損害責任)

第17条 使用者は、その責めに帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その責めに任じなければならない。ただし、前条の規定により使用財産を原状に回復したときは、この限りでない。

(報告)

第18条 使用者は、使用財産の全部又は一部に滅失又はき損が生じたときは、その被害原因、被害状況、被害財産の数量その他必要な事項を遅滞なく地方防衛局長（地方防衛支局長）に報告しなければならない。

(実態調査等)

第19条 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、使用財産について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(協定条件の遵守)

第20条 使用者は、使用財産の使用に当たっては前各条に規定するもののほか協定条件に従わなければならない。

(疑義の決定)

第21条 本承認書に関し、疑義のあるときは、地方防衛局長（地方防衛支局長）の決定するところによるものとする。

提供国有財産一時使用等許可等年度末報告書

(年度)

施設番号及び施設名	所在地	区分	数量	相手方	使用目的	使用料(年額)	許可年月日	使用開始 年月日	使用期間	現状変更の 承認の有無	合同委員会承認年月日 閣議決定年月日 政府間協定締結年月日	備考

- 作成要領：1 所在地欄は、一時使用等財産が所在する市町村を記入すること。
 2 使用目的欄は、一時使用等の目的を具体的に記入すること。
 3 備考欄は、一時使用等の新規、継続（期間の更新）、変更及び取消しまたは申請者からの辞退を記入すること。
 4 使用財産の滅失、き損の事実を発見した場合、又は、一時使用等の申請の却下をした場合には、備考欄にその旨を記入すること。

提供民公有財産一時使用等取扱要領

1 総則

地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第4条第1項の規定により、在日合衆国軍隊に提供中の民公有財産（以下「提供民公有財産」という。）の使用又は収益の許可及び承認（以下「一時使用等の許可等」という。）をしようとするときは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項（a）ただし書の合意（当該合意に基づき締結される現地協定を含む。）の範囲内において、在日合衆国軍隊の用に供する国有財産及び民公有財産の一時使用等の許可に係る審査基準等について（防地施（事）第168号。28.4.1）の別添2（以下「民公有審査基準」という。）によるもののほか、この取扱要領に定めるところにより行わなければならない。

2 防衛大臣承認の申請

(1) 地方防衛局長等は、一時使用等の許可等をしようとする場合は、あらかじめ、防衛大臣の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。

ア 防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）第8条第4項の規定により無償使用を実施しようとするとき。

イ 一時使用等の許可等をしようとする期間（以下「使用期間」という。）が1月以内のとき。

ウ 一時使用等の許可等をしようとする国有の財産が、土地にあつては面積が100,000平方メートル未満、建物にあつてはその延べ面積が15,000平方メートル未満、その他のものにあつては各区分ごとの見積価格が1億円未満であるとき。

(2) 地方防衛局長等は、前号の承認の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書に提供民公有財産一時使用許可書案又は提供民公有財産一時使用承認書案、使用料算定調書（無償の場合を除く。）、図面、その他関係書類及び一時使用等の許可等を受けようとする者（以下「申請者」という。）から提出された申請書（添付書類を含む。）の写しを添付して防衛大臣に提出しなければならない。

ア 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

イ 一時使用等の許可等をしようとする提供民公有財産の所在地、区分（種目）、数量及びその現況

ウ 一時使用等の許可等をしようとする理由

エ 使用期間、使用料及び使用料納入方法（無償の場合は、根拠となる法令の条項）

オ 一時使用等の許可等をしようとする提供民公有財産について現状変更（建物又は工作物の新設を含む。）をすることを認めようとするときは、その変更に係る部分の区分、数量、変更の内容（在日合衆国軍隊による形状変更の有無及びその程度を含む。）及び変更を認める理由

カ 一時使用等の許可等をしようとする提供民公有財産を国に供与している者（以下「所有者等」という。）の意思（現状変更の可否及び原状回復の要否を含む。）

キ 現地合衆国軍隊の意向

ク 地方防衛局長等の意見

ケ その他参考となる事項

3 施設分科委員会への提案の上申等

(1) 地方防衛局長等は、民公有審査基準第3項の施設分科委員会への提案の上申をしようとするときは、前項第2号に掲げる事項を記載した上申書に提供民公有財産一時使用許可書案又は提供民公有財産一時使用承認書案、使用料算定調書（無償の場合を除く。）、図面、その他関係書類及び申請書（添付書類を含む。）の写しを添付して地方協力局次長に提出しなければならない。ただし、前項第1号の防衛大臣の承認を求めた事案については、提出を要しない。

(2) 地方防衛局長等は、民公有審査基準第1項第4号の規定による協議を

前項の防衛大臣承認の申請又は前号の施設分科委員会への提案の上申の際に併せて行うことができる。

- (3) 地方協力局次長は、施設分科委員会において在日合衆国軍隊から一時使用等に関する条件の提示があった場合において、必要があるときは、地方防衛局長等に対し、当該条件について、意見を求めるものとする。
- (4) 地方防衛局長等は、前号の規定により意見を求められたときは、地方協力局次長に対し、速やかに回答しなければならない。この場合において、地方防衛局長等は、あらかじめ、申請者の意見を聴かなければならない。

4 許可書又は承認書

許可書又は承認書は、申請者が国以外の者である場合は別記様式第1による提供民公有財産一時使用許可書とし、申請者が各省各庁の部局等の長である場合は別記様式第2による提供民公有財産一時使用承認書とする。ただし、地方防衛局長等は、必要と認める場合は、別記様式第1及び別記様式第2による許可等条件の一部の削除又は追加を行うことができる。

5 使用料改定の通知等

- (1) 地方防衛局長等は、民公有審査基準第6項第3号及び第4号の規定による一時使用等の許可等を受けた者（以下「使用者」という。）に対する使用料の改定の通知は、使用者が国以外の者である場合は別記様式第3により、使用者が各省各庁の部局等の長である場合は別記様式第4により行うものとする。
- (2) 地方防衛局長等は、使用者が所有者等である場合において、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第22条の規定による相殺手続を行うことができるものであるときは、使用料の徴収時期を賃借料の支払時期に一致させ、当該相殺手続を行うことができるよう措置するものとする。
- (3) 地方防衛局長等は、一般会計の各省各庁の部局等の長に一時使用等の承認をする場合又は法令の規定により無償で一時使用等の許可等を行うことができる場合は、使用料を無償とする。

6 現状変更について

地方防衛局長等は、一時使用等の許可等をした財産（以下「使用財産」

という。)について、使用者から新たに現状変更の申請があったときは、第3項第1号に規定する施設分科委員会への提案の上申手続を行うものとする。ただし、現地合衆国軍隊が、現地限りで処理することに同意し、かつ、所有者等が現状変更に同意しているもので軽微な変更については、地方防衛局長等が現状変更を認めることができる。

7 所有者等の意思の確認

- (1) 地方防衛局長等は、一時使用等の許可等について、原則として所有者等の意思（現状変更の可否及び原状回復の要否を含む。）を確認し、これを尊重するものとする。
- (2) 地方防衛局長等は、前号の所有者等の意思の確認を申請者に行わせることができる。この場合において、地方防衛局長等は、申請者から所有者等の意思を確認するに足りる文書を提出させるものとする。

8 地方防衛局長等は、一時使用等の許可等をした場合は、別記様式第5及び別記様式第6により一時使用等の許可等の状況を記録しなければならない。

9 報告

地方防衛局長等は、毎会計年度末現在において、次に掲げる事項の状況について、別記様式第7により調製し、翌年度の4月20日までに地方協力局次長に報告するものとする。

- (1) 一時使用等の許可等
- (2) 現状変更の承認
- (3) 一時使用等の許可等の変更、期間の更新又は取消し
- (4) 使用財産の滅失又はき損
- (5) 使用財産の使用又は収益の辞退の申出
- (6) 一時使用等の申請の却下

10 各省各庁の部局等の長に対する使用承認手続

地方防衛局長等は、各省各庁の部局等の長に一時使用等の承認をしようとするときは、この取扱要領に定めるもののほか、民公有審査基準の例によるものとする。

別記様式第 1

第 号
令和 年 月 日

〔住所〕
〔氏名〕

殿

防衛局長
(防衛支局長)

氏 名

提供民公有財産一時使用許可書

令和 年 月 日付けの申請に係る提供民公有財産（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 2 条の規定によりアメリカ合衆国の軍隊に使用を許した民公有財産をいう。）の使用（収益を含む。以下同じ。）については、下記の条件により許可する。

記

（使用許可財産）

第 1 条 使用を許可する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとする。

施設名

所在地

区 分（種目）

数 量

使用部分 別図のとおり

（指定する使用目的）

第 2 条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、前条の財産を
の用に供しなければならない。

(使用期間)

第3条 使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間満了2か月前までに書類で地方防衛局長（地方防衛支局長）に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は、 円とし、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定納入期日までに納入しなければならない。

2 使用料を指定納入期日までに支払わないときは、その翌日から納入日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する率の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、使用財産に係る国と賃貸人との間の土地賃貸借契約に定める賃貸料（以下「賃貸料」という。）が使用期間中又は使用期間満了後に変更された場合には、変更後の賃貸料に基づいて前条第1項の使用料を改定し、使用者に通知した上で、改定前の使用料と改定後の使用料との差額を精算するものとする。

2 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、前条第1項の使用料を、使用財産に係る賃貸料に基づいて算定される額を下回る額とした場合において、前項に規定する賃貸料の変更がなかったときは、当該算定される額により同条第1項の使用料を改定し、使用者に通知した上で、改定前の使用料と改定後の使用料との差額を精算するものとする。

(維持保存)

第6条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用財産の維持保存をしなければならない。

(使用上の制限)

第7条 使用者は、使用財産を第2条において指定する目的以外の用に供してはならない。

2 使用者は、使用財産の現状を 変更してはならない。
次のとおり変更することができる。
現状変更に係る財産の区分（種目）及び数量
現状変更の内容

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由のために改築、改造その他の現状変更（建物又は工作物の新設を含む。以下同じ。）をしようとする

ときは、事前に書類で地方防衛局長（地方防衛支局長）の承認を受けなければならない。

（経費の負担等）

第8条 使用財産の維持保存、現状変更及び使用のために支出する経費は、すべて使用者の負担とする。この場合において、使用者は、使用財産に投じた必要費、有益費及びその他の費用を国に対し請求しないものとする。

（貸付け等の禁止）

第9条 使用者は、使用財産の全部又は一部を他の者に貸し付け若しくは使用させ又は担保に供してはならない。

（第三者に対する損害賠償責任）

第10条 使用者は、使用財産の使用により他に損害を及ぼしたときは、その損害につき一切の責任を負わなければならない。

（使用の中止）

第11条 使用者は、使用期間中において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項（a）ただし書の合意（当該合意に基づき締結された現地協定を含む。以下「協定条件」という。）に基づいて合衆国軍隊が使用財産を一時的に使用することになったときは、地方防衛局長（地方防衛支局長）の通知により直ちに使用を中止して合衆国軍隊の用に供し得る状態にしなければならない。

（許可の変更）

第12条 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、使用期間中において使用財産について協定条件が変更されたときは、その変更された条件に基づいて許可の変更を行う。

（許可の取消等）

第13条 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、使用期間中において使用財産を一時使用の許可をすることができる提供民公有財産の範囲から除外することについて、日本国とアメリカ合衆国との間に合意が成立したとき又は協定条件に基づき合衆国軍隊から通告があったときは、許可の取消し又は変更を行う。

第14条 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、使用期間の開始後30日以内に正当な事由がなく定められた使用を開始しないとき又は使用の許可の条件に違反したときは、許可の取消し又は変更をすることができる。

（補償請求の放棄）

第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、使用者に損失が生じることになっても国に対して何らの補償を請求しないものとする。

- (1) 法第4条第2項の規定により使用する権利が消滅する場合
- (2) 第11条の規定により使用を中止する場合
- (3) 第12条から第14条までの規定により許可の取消し又は変更がされる場合
(返還)

第16条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその使用財産を返還しなければならない。

- (1) 法第4条第2項の規定により使用する権利が消滅した場合
- (2) 第13条及び第14条の規定により許可の取消し又は使用財産の一部の返還を伴う変更がなされた場合
- (3) 使用期間が満了した場合
- (4) 使用財産の使用を辞退する旨の申出をし、その承認がなされた場合
(原状回復)

第17条 使用者は、前条の規定により使用財産を返還するに当たっては、使用者の負担において地方防衛局長（地方防衛支局長）の指定する期日までに使用財産を原状に回復しなければならない。ただし、地方防衛局長（地方防衛支局長）が特に承認したときは、この限りでない。

2 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、前項ただし書の場合においては、原状回復費相当額又は現状変更により生じた損失額を補償させることができる。

3 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、地方防衛局長（地方防衛支局長）は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用者は何らの異議を申し立てることができない。

4 使用者は、前項による原状回復の工事期間中の使用料に相当する額を管理費として負担しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、その責めに帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、前条の規定により、使用財産を原状に回復したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行し

ないため国に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。
(報告)

第19条 使用者は、使用財産の全部又は一部に滅失又はき損が生じたときは、その被害原因、被害状況、被害財産の数量その他必要な事項を遅滞なく地方防衛局長（地方防衛支局長）に報告しなければならない。
(実態調査等)

第20条 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、使用財産について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。
(協定条件の遵守)

第21条 使用者は、使用財産の使用に当たっては前各条に規定するもののほか協定条件に従わなければならない。
(疑義の決定)

第22条 本許可書に関し、疑義のあるときは、地方防衛局長（地方防衛支局長）の決定するところによるものとする。

注：1 この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない。

2 この許可の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この許可があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができる。なお、許可があったことを知った日から6月以内であっても、許可の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができない。

別記様式第2

令和 年 月 日
第 号

(省庁名)

殿

防衛局長

(防衛支局長)

氏 名

提供民公有財産一時使用承認書

令和 年 月 日付けの申請に係る提供民公有財産（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号。以下「法」という。）第2条の規定によりアメリカ合衆国の軍隊に使用を許した民公有財産をいう。）の使用については、下記の条件により承認する。

記

(使用承認財産)

第1条 使用を承認する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとする。

施設名

所在地

区 分（種目）

数 量

使用部分 別図のとおり

(指定する使用目的)

第2条 使用を承認された者（以下「使用者」という。）は、前条の財産を
の用に供しなければならない。

(使用期間)

第3条 使用を承認する期間（以下「使用期間」という。）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間満了2か月前までに書類で地方防衛局長（地方防衛支局長）に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、 円とし、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定納入期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第5条 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、使用財産に係る国と賃貸人との間の土地賃貸借契約に定める賃貸料（以下「賃貸料」という。）が使用期間中又は使用期間満了後に変更された場合には、変更後の賃貸料に基づいて前条の使用料を改定し、使用者に通知した上で、改定前の使用料と改定後の使用料との差額を精算するものとする。

2 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、前条の使用料を、使用財産に係る賃貸料に基づいて算定される額を下回る額とした場合において、前項に規定する賃貸料の変更がなかったときは、当該算定される額により同条の使用料を改定し、使用者に通知した上で、改定前の使用料と改定後の使用料との差額を精算するものとする。

(維持保存)

第6条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用財産の維持保存をしなければならない。

(使用上の制限)

第7条 使用者は、使用財産を第2条において指定する目的以外の用に供してはならない。

2 使用者は、使用財産の現状を 変更してはならない。
次のとおり変更することができる。
現状変更に係る財産の区分（種目）及び数量

現状変更の内容

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由のために改築、改造その他の現状変更（建物又は工作物の新設を含む。以下同じ。）をしようとするときは、事前に書類で地方防衛局長（地方防衛支局長）の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 使用財産の維持保存、現状変更及び使用のために支出する経費は、

すべて使用者の負担とする。

(貸付け等の禁止)

第9条 使用者は、使用財産の全部又は一部を他の者に貸し付け又は使用させてはならない。

(第三者に対する損害賠償責任)

第10条 使用者は、使用財産の使用により他に損害を及ぼしたときは、その損害につき一切の責任を負わなければならない。

(使用の中止)

第11条 使用者は、使用期間中において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項(a)ただし書の合意(当該合意に基づき締結された現地協定を含む。以下「協定条件」という。)に基づいて合衆国軍隊が使用財産を一時的に使用することになったときは、地方防衛局長(地方防衛支局長)の通知により直ちに使用を中止して合衆国軍隊の用に供し得る状態にしなければならない。

(承認の変更)

第12条 地方防衛局長(地方防衛支局長)は、使用期間中において使用財産について協定条件が変更されたときは、その変更された条件に基づいて承認の変更を行う。

(承認の取消等)

第13条 地方防衛局長(地方防衛支局長)は、使用期間中において使用財産を一時使用の承認をすることができる提供民公有財産の範囲から除外することについて、日本国とアメリカ合衆国との間に合意が成立したとき又は協定条件に基づき合衆国軍隊から通告があったときは、承認の取消し又は変更を行う。

第14条 地方防衛局長(地方防衛支局長)は、使用期間の開始後30日以内に正当な事由がなく定められた使用を開始しないとき又は使用の承認の条件に違反したときは、承認の取消し又は変更をすることができる。

(返還)

第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその使用財産を返還しなければならない。

(1) 法第4条第2項の規定により使用する権利が消滅した場合

(2) 第13条及び第14条の規定により承認の取消し又は使用財産の一部の返還を伴う変更がなされた場合

(3) 使用期間が満了した場合

(4) 使用財産の使用を辞退する旨の申出をし、その承認がなされた場合
(原状回復)

第16条 使用者は、前条の規定により使用財産を返還するに当たっては、使用者の負担において地方防衛局長（地方防衛支局長）の指定する期日までに使用財産を原状に回復しなければならない。ただし、地方防衛局長（地方防衛支局長）が特に承認したときは、この限りでない。

2 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、前項ただし書の場合においては、原状回復費相当額又は現状変更により生じた損失額を補償させることができる。

3 使用者は、原状回復の工事期間中の使用料に相当する額を管理費として負担しなければならない。

(損害責任)

第17条 使用者は、その責めに帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その責めに任じなければならない。ただし、前条の規定により、使用財産を原状に回復したときは、この限りでない。

(報告)

第18条 使用者は、使用財産の全部又は一部に滅失又はき損が生じたときは、その被害原因、被害状況、被害財産の数量その他必要な事項を遅滞なく地方防衛局長（地方防衛支局長）に報告しなければならない。

(実態調査等)

第19条 地方防衛局長（地方防衛支局長）は、使用財産について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(協定条件の遵守)

第20条 使用者は、使用財産の使用に当たっては前各条に規定するもののほか協定条件に従わなければならない。

(疑義の決定)

第21条 本承認書に関し、疑義のあるときは、地方防衛局長（地方防衛支局長）の決定するところによるものとする。

別記様式第3

令和 年 月 日
第 号

〔住所〕
〔氏名〕 殿

防衛局長
(防衛支局長)
氏名

提供民公有財産一時使用許可書の使用料改定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号をもって使用を許可した財産の使用料について、下記のとおり改定したので、おって送付する納入告知書により使用料を納入願います。

記

改定後の使用料	円
改定前の使用料	円
差引精算額	円

以上

別記様式第 4

令和 年 月 日
第 号

(省庁名)

殿

防衛局長
(防衛支局長)
氏 名

提供民公有財産一時使用承認書の使用料改定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号をもって使用を承認した財産の使用料について、下記のとおり改定したので、おって送付する納入告知書により使用料を納入願います。

記

改定後の使用料	円
改定前の使用料	円
差引精算額	円

以 上

別記様式第6

番号	
----	--

提供民公有財産 一時使用許可 一時使用承認 管理簿（内訳表）

F A C No. 施設名		所有者及び 契約書番号		使用者の 住所氏名		区 分 種 目	
合同委員会の 合意年月日		現 地 協 定 年 月 日		使用許可(承認) 年 月 日		使 用 許 可 (承認)数量	
所有者の同意	使用について 現状変更について	有・無 有・無	使用収益の 目 的		現状変更の 内 容		
	使用許可(承認)年月日						
使用許可 (承認) の 期 間	始期						
	終期						
使 用 料 及 び 借 上 料	年度						
	借上料						
	使用料						
使用料納入方法							
許可内容及び 許可(承認)条件							

別記様式第 7

【自衛隊・自衛隊以外】

提供民公有財産一時使用等許可等年度末報告書

(年度)

施設番号及び施設名	所在地	区分	数量	相手方	使用目的	使用料(年額)	許可年月日	使用開始 年月日	使用期間	現状変更の 承認の有無	合同委員会承認年月日 閣議決定年月日 政府間協定締結年月日	備考

- 作成要領： 1 所在地欄は、一時使用等財産が所在する市町村を記入すること。
 2 使用目的欄は、一時使用等の目的を具体的に記入すること。
 3 備考欄は、一時使用等の新規、継続（期間の更新）、変更及び取消しまたは申請者からの辞退を記入すること。
 4 使用財産の滅失、き損の事実を発見した場合、又は、一時使用等の申請の却下をした場合には、備考欄にその旨を記入すること。